

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

青梅市は、都心から40～60km圏に位置し、東西に17.2km、南北に9km、市域のほぼ中央を多摩川が東流し、川に沿って平坦な扇状地が広がっている。

東部の平地から西部にかけて丘陵地、山地へと様相を変え、緑豊かな山並みと美しい渓谷が市域総面積の約63%を占める。

歴史的には、古くから木材や石灰を運搬する道路として青梅街道が整備され、街道沿いの宿場として青梅宿が栄え、現在は、西多摩地域の交流の中心として、東京都の業務核都市に位置付けられている。

多摩川と丘陵に挟まれたJR青梅駅周辺は主要幹線道路も狭隘であるのに対し、中央部から東部地域は平坦な土地が広がっており、工業団地・市街地が形成されている。

市の東部には、2つの工業団地が形成されており、ひとつは、1963年に土地区画整理事業の認定を受け着工、1966年に完成し分譲を開始した、本市と隣接する羽村市にまたがる総面積166.2ha、工場用面積57.1haの西東京工業団地である。このうち、青梅市内の団地面積は56.5haあり、所在地は、青梅市末広町1、2丁目、新町8、9丁目にまたがり、圏央道青梅インターチェンジから車で10分、JR青梅線小作駅から徒歩約10分圏内と交通の利便性が高い立地となっている。

もうひとつは、1978年に完成し分譲を開始した、面積37.7ha、工場用面積37.5haの三ツ原工業団地で、所在地は、青梅市今井3丁目、藤橋3丁目、今寺5丁目の一部にまたがる。こちらも圏央道青梅インターチェンジに近く、JR青梅線小作駅からは約2km程度と距離があるものの、小作駅から循環バスが運行しており、同様に交通の利便性に優れた立地条件となっている。

#### ・人口構造

令和2年国勢調査によると、青梅市の人口構造は年少人口（0～14歳）が13,763人、生産年齢人口（15～64歳）が76,704人、老年人口（65歳以上）が42,492人であり、調査実施ごとに生産年齢人口を比較すると、令和2年調査時は平成27年時から6.9%減、平成22年時からみると13.8%の減となっており、生産年齢人口は減少傾向であることがわかる。

青梅市の人口構造(単位：人)

|        |     | 年少人口   |        | 生産年齢人口 |       | 老年人口   |        |
|--------|-----|--------|--------|--------|-------|--------|--------|
| 2020 年 | 構成比 | 13,753 | 10%    | 76,704 | 58%   | 42,492 | 32%    |
| R2 年   | 前回比 |        | -13.5% |        | -7.4% |        | +9.9%  |
| 2015 年 | 構成比 | 15,906 | 12%    | 82,801 | 60%   | 38,660 | 28%    |
| H27 年  | 前回比 |        | -11.6% |        | -6.9% |        | +19.9% |
| 2010 年 | 構成比 | 17,992 | 13%    | 88,933 | 64%   | 32,250 | 23%    |
| H22 年  |     |        |        |        |       |        |        |

・産業構造

令和３年経済センサス－活動調査によると、青梅市の産業構造は卸売業・小売業が 9 2 8 社（2 1 . 9 %）、建設業が 4 9 8 社（1 1 . 7 %）、製造業が 4 9 4 社（1 1 . 6 %）であり、この３つの業種で産業構造の約半数を占める。

事業所数（単位：社）

|        |     | 全産業   |       | 卸売・小売業 |        | 建設業 |       | 製造業 |        |
|--------|-----|-------|-------|--------|--------|-----|-------|-----|--------|
| 2021 年 | 構成比 | 4,243 |       | 928    | 21.9%  | 498 | 11.7% | 494 | 11.6%  |
| R3 年   | 前回比 |       | -5.8% |        | -11.5% |     | -9.1% |     | -10.7% |
| 2016 年 | 構成比 | 4,504 |       | 1,049  | 23.3%  | 548 | 12.2% | 553 | 12.3%  |
| H28 年  |     |       |       |        |        |     |       |     |        |

・中小企業者の実態

令和３年経済センサス－活動調査によると、青梅市の全産業の売上高は 6 9 4 , 1 8 0 百万円であり卸売業・小売業が 2 3 0 , 4 1 6 百万円、製造業が 2 1 9 , 4 5 9 百万円、医療・福祉が 9 1 , 5 4 4 百万円であり、３業種で全産業の約 8 割に迫る売上高となっている。

全産業の付加価値額は 1 9 2 , 3 8 8 百万円であり、医療・福祉は 5 3 , 6 2 6 百万円、製造業は 4 9 , 0 8 0 百万円、卸売業・小売業は 3 4 , 6 7 4 百万円であり、３業種で 7 割を超える付加価値額を創出している。

また、青梅市内における事業所の従業者数は 4 6 , 5 8 9 人であり、医療・福祉が 1 1 , 3 0 1 人、卸売業・小売業が 9 , 2 7 0 人、製造業が 9 , 1 9 6 人であり、前回の調査と比較すると、全産業で 9 6 7 人減、医療・福祉は 7 7 8 人増、製造業は 7 4 0 人減、卸売業・小売業は 5 7 人減であり、全産業でみると、医療・福祉が最も増加しており、製造業の減少数は 2 番目となっている。

市内の生産年齢人口は減少傾向が顕著であり、中小企業者の従業員の確保は、今後一層困難になることが予想されるため、先端設備等の導入による生産性向上が不可欠となっている。

## （２）目標

中小企業等経営強化法第４９条第１項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことにより生産性の向上を図り、市内事業者における経済活動の活性化を促進し、更なる経済発展を目指す。これを実現するために、計画期間内で２０件の先端設備等導入計画の認定を行う。

## （３）労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均３％以上向上することを目標とする

## ２ 先端設備等の種類

本市の産業は、製造業、卸売業・小売業、医療・福祉等の多様な業種の活動により経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、導入促進基本計画において定める先端設備等については、中小企業等経営強化法施行規則第７条第１項で規定する先端設備等の全てとする。

## ３ 先端設備等の導入の促進に関する事項

### （１）対象地域

本市の産業は、駅周辺、青梅ＩＣ周辺、多摩川流域、山間部等、広域に立地している。広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は青梅市内全域とする。

### （２）対象業種・事業

本市の産業は、製造業、卸売業・小売業、医療・福祉等の多様な業種の活動により経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、ＩＴ導入による業務効率化等、多様である。したがって、労働生産性が年平均３パーセント以上に向上すると見込まれる事業であれば幅広い事業を対象とする。

## ４ 計画期間

### （１）導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から２年間（令和７年４月１日～令和９年３月３１日）とする。

### （２）先端設備等導入計画の計画期間

３年間、４年間または５年間とする。

## ５ 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない。

- ・ 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・ 市税等の滞納があるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格 A 4 とする。